

# 兵庫県公報

平成24年 1月20日 金曜日 第 2355 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（ビジョン課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	2
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	3
○ 臨時種畜検査の実施（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	7
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 平成18年兵庫県告示第445号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	9
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（文書課）	9
○ 同 上（同）	11
○ 落札者等の公示（契約管理課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	16
○ 入札公告（県立大学）	17
<b>辞 令</b>	
○ 藤川 泰延	19

## 告 示

### 兵庫県告示第32号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、平成24年1月20日から施行する。

平成24年1月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

本文中 「第3次兵庫県環境基本計画  
ひょうご教育創造プラン  
ひょうご農林水産ビジョン2020」 を 「第3次兵庫県環境基本計画  
ひょうご教育創造プラン  
ひょうご農林水産ビジョン2020」 に改める。  
兵庫県健康づくり推進プラン  
兵庫県スポーツ推進計画

~~~~~

**兵庫県告示第33号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**後川土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 今 西 和 義 | 篠山市後川奥140番地   |
| 同     | 澤 田 秀 美 | 同 市後川下317番地   |
| 同     | 石 田 光 男 | 同 市後川下189番地   |
| 同     | 荒 木 保 男 | 同 市後川中403番地 2 |
| 同     | 今 西 俊 之 | 同 市後川中291番地   |
| 同     | 倉 憲 治   | 同 市後川上113番地   |
| 同     | 森 田 新 治 | 同 市後川上 2 番地   |
| 同     | 倉 均     | 同 市後川上679番地   |
| 同     | 小 倉 好 照 | 同 市後川上989番地 1 |
| 監 事   | 荒 木 優   | 同 市後川中391番地   |
| 同     | 小 倉 義 彦 | 同 市後川上125番地   |
| 同     | 土 井 久 人 | 同 市後川上1212番地  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 今 西 和 義 | 篠山市後川奥140番地   |
| 同     | 内 藤 武   | 同 市後川中173番地   |
| 同     | 石 田 光 男 | 同 市後川下189番地   |
| 同     | 土 井 良 文 | 同 市後川上1106番地  |
| 同     | 大 西 克 己 | 同 市後川中235番地   |
| 同     | 小 畠 茂   | 同 市後川上599番地 1 |
| 同     | 倉 高 世   | 同 市後川上444番地 1 |
| 同     | 倉 守     | 同 市後川上358番地   |
| 同     | 石 田 博 史 | 同 市後川下271番地   |
| 監 事   | 倉 均     | 同 市後川上679番地   |
| 同     | 小 倉 孝 仁 | 同 市後川上319番地   |
| 同     | 大 西 博 一 | 同 市後川中236番地   |



**兵庫県告示第34号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称   | 認可年月日        |
|------------|--------------|
| 大山川沿岸土地改良区 | 平成21年 6 月25日 |
| 古市土地改良区    | 同 年 8 月31日   |



**兵庫県告示第35号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の 2 第 1 項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称       | 地 区 名 | 縦覧の期間                      | 縦覧の場所            |
|----------------|-------|----------------------------|------------------|
| 神戸市深谷<br>土地改良区 | 深谷地区  | 平成24年 1月20日から<br>同 年2月9日まで | 神 戸 市<br>北 区 役 所 |



**兵庫県告示第36号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種    | 名 前                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加西市別府町南ノ岡甲1533<br>県立農林水産技術総合センター<br>畜産技術センター | 牛  | 黒毛和種   | 照也土井、丸富士井、宮弘波、丸宮土井、茂広波、鶴神土井、芳山土井、千代藤土井、宮奥城、照春土井、茂康波、芳中土井、北谷松、伸福土井、北俊土井、宮喜、広岩土井、芳恒土井、広正土井、菊優土井、宮菊城、石義丸、菊毬土井、菊淡土井、菊也土井、北森宮、北妙美波、照村土井、広阿津土井、柏菊土井、丸尚土井、照憲土井、宮萩正 |
|                                              | 豚  | デュロック種 | サクラ スター ヒヨチク 08-464                                                                                                                                         |
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種   | 丸福土井、菊西土井、照忠土井、芳悠土井、広美土井、鶴貴土井、茂初波                                                                                                                           |



**兵庫県告示第37号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査の対象となる家畜  
平成23年度定期種畜検査後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

| 検査の期日          | 検査場所                                      |
|----------------|-------------------------------------------|
| 平成24年 2月13日（月） | 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター |



**兵庫県告示第38号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定

である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字水山271、272の1から272の5まで、273の1、273の2、274、字向河原谷300から303まで、303の1、304から306まで、307の2、327、329、330、字畑ケ成1152、1158、字ジャバミ1170、1171の1、1171の2、1172の1、1172の2、1173、字大栃1198、1198の1、1198の2、1198の6、1198の7、1201から1203まで、1203の1から1203の3まで、1204、1205、1208から1212まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町川南谷字ヲトシ484、485、487、496

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区作山字マヽナガレ570の2、570の4、570の68、571、571の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区作山字北虫谷215の3、216

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区相岡字深山143の2、143の5から143の7まで、143の20から143の24まで

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第43号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区味取字島井北平154の1、157から162まで、171、174の1、175の1、字栗谷南平412の2、423から426まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第44号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町久斗山字江谷187
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第45号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町丹土字深山谷1298の1、1298の2・1298の4・1298の7・1298の10（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1298の3、1298の8、1298の9、1298の11
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第46号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町千原字後山1192の3・1192の4・1215の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1214の1、1215の2、1215の3
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第47号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
三田市永沢寺字永沢寺211の1・211の2・212の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、213、214
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第48号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成23年12月26日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商 号 共栄興産株式会社  
代表者の氏名 木 村 靖 子  
営業所の所在地 芦屋市津知町7番7号  
許 可 番 号 兵庫県知事許可(般-19)第202434号  
許 可 年 月 日 平成19年6月11日
- 3 処分の内容  
建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し  
(建築工事業に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実  
営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定に基づき、兵庫県公報によりその事実を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。



**兵庫県告示第49号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発準備組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(都市計画)
- 2 作業期間  
平成23年12月1日から平成24年3月15日まで
- 3 作業地域  
明石市大明石町東部



**兵庫県告示第50号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(1級水準測量)
- 2 作業期間  
平成23年12月26日から平成24年3月31日まで

3 作業地域  
西宮市の一部



兵庫県告示第51号

平成18年兵庫県告示第445号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。  
なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中物部(1)及び物部(2)の項を次のように改める。

| 区 域 名   | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名         | 小 字 名      | 地 番                                               |
|---------|-------|-------|--------------|------------|---------------------------------------------------|
| 物 部 (1) | 洲 本 市 |       | 物部1丁目<br>物 部 | 棚 尻        | 379番の一部、379番地先の道路敷の一部                             |
|         |       |       |              | 小 谷        | 386番の一部、388番、390番の一部、391番の一部、391番地先の水路敷の一部        |
|         |       |       |              |            | 389番の一部、392番の一部                                   |
| 物 部 (2) | 洲 本 市 |       | 物 部          | 小 谷        | 396番の一部、396番地先の道路敷の一部、400番1の一部、400番2の一部、400番12の一部 |
|         |       |       |              | 御前森<br>森ノ上 | 489番1の一部、490番<br>491番1の一部、491番8の一部、491番1地先のキシの一部  |

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 1月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達役務

平成24年度宅配便運送業務 予定数19,420個

(2) 調達役務の規格、品質及び性能等

契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

日本国内

(5) 入札方法

上記(1)の役務について入札に付する。

落札決定後、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
  - (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能である者であること。
  - (7) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 担当 陰山(直通電話 078-362-9021)  
小谷(直通電話 078-362-3012)
  - (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年1月20日(金)から同年2月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年3月1日(木) 午後1時30分  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁西館1階 大入札室
  - (4) 入札書の提出方法  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。  
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額(以下「送料見込額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月28日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
  - (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札への参加を希望する者は入札参加申込書を平成24年2月3日(金)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。
  - (5) 入札に関する条件  
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年3月30日(金))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
    - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
  - コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書の作成の要否  
 要作成
- (8) 落札者の決定方法  
 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。
- (9) その他  
 詳細は、入札説明書による。



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。  
 平成24年1月20日

契約担当者  
 兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 調達内容**

- (1) 調達役務  
 平成24年度メール便運送業務 予定数26,900個
- (2) 調達役務の規格、品質及び性能等  
 契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 履行期間  
 平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで
- (4) 履行場所  
 日本国内
- (5) 入札方法  
 上記(1)の役務について入札に付する。  
 落札決定後、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
  - (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能である者であること。
  - (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 担当 陰山（直通電話 078-362-9021）  
小谷（直通電話 078-362-3012）
  - (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年1月20日（金）から同年2月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年3月1日（木） 午後2時00分  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁西館1階 大入札室
  - (4) 入札書の提出方法  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。  
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月28日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
  - (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札への参加を希望する者は入札参加申込書を平成24年2月3日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。
  - (5) 入札に関する条件  
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年3月30日（金））までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効
 

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書の作成の要否
 

要作成
- (8) 落札者の決定方法
 

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。
- (9) その他
 

詳細は、入札説明書による。



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年1月20日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
土木占使用システム開発業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年12月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 落札金額  
77,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年10月14日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成24年1月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市浄谷町字大道ノ上1819番28

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市王子町806番地の1

小野市長 蓬 萊 務

3 許可年月日及び許可番号

平成23年12月22日

兵庫県指令都計（開）第1-1-2号（22小野）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャンボスクエア川西

所在地 川西市栄町813番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 合同会社西友

代表者の氏名 スティーブン・ヘイズ・デイカス

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 合同会社西友

代表者の氏名 野 田 亨

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

イ 変更後

名称 合同会社西友

代表者の氏名 スティーブン・ヘイズ・デイカス

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称         | 代表者の氏名  | 住所             |
|------------|---------|----------------|
| 合同会社西友     | 野 田 亨   | 東京都北区赤羽2-1-1   |
| 株式会社関西エコー  | 伊 藤 豊   | 大阪市天王寺区小橋町2-1  |
| 株式会社フォルムアイ | 井 上 清 嗣 | 大阪市北区天神橋1-11-1 |

外1者

イ 変更後

| 名称         | 代表者の氏名          | 住所             |
|------------|-----------------|----------------|
| 合同会社西友     | スティーブン・ヘイズ・デイカス | 東京都北区赤羽2-1-1   |
| 株式会社関西エコー  | 伊 藤 豊           | 大阪市天王寺区小橋町2-1  |
| 株式会社フォルムアイ | 井 上 清 嗣         | 大阪市北区天神橋1-11-1 |

外1者

4 変更年月日

平成23年 6月20日

5 届出年月日

平成23年12月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 1月20日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年 5月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽西二見ショッピングセンター

所在地 明石市二見町西二見駅前一丁目18番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 山陽電気鉄道株式会社

代表者の氏名 上 門 一 裕

住所 神戸市長田区御屋敷通三丁目 1 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 山陽電気鉄道株式会社

代表者の氏名 天 野 文 博

住所 神戸市長田区御屋敷通三丁目 1 番 1 号

イ 変更後

名称 山陽電気鉄道株式会社

代表者の氏名 上 門 一 裕

住所 神戸市長田区御屋敷通三丁目 1 番 1 号

(2) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

1,740台

イ 変更後

1,585台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

入口 5 箇所、出口 6 箇所、出入口 4 箇所

イ 変更後

入口 5 箇所、出口 6 箇所、出入口 1 箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成21年 6月26日

- (2) 駐車場の位置及び収容台数  
平成24年 8月 1日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
平成24年 8月 1日
- 5 届出年月日  
平成23年12月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年 1月20日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年 5月21日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地               | 面積 (㎡)     | 地 目 |
|----------|---------------------|------------|-----|
| 1        | 神戸市垂水区南多聞台 2丁目37番 2 | 1, 872. 56 | 宅 地 |
| 2        | 加古川市新神野 7丁目 3番 7    | 5, 603. 85 | 宅 地 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3条第 3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法第17条第 1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
    - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
    - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
    - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後 2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
  - (2) 配布期間及び申込期間  
平成24年1月20日（金）から同年2月2日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 5 入札の場所及び日時  
物件番号1及び2  
ア 場所  
本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成24年2月9日（木）午前11時から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
  - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
  - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
  - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
  - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課  
電話（078）341-7711 内線 4875



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。  
平成24年1月20日

契約担当者  
兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- (1) 調達物品及び数量  
真空蒸着装置 一式 ((株) ユーテック製 型式: EBYU4C) (1980年以降に製造されたものに限る。)
  - (2) 調達物品の仕様等  
契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成24年3月23日(金)
  - (4) 納入場所  
兵庫県立大学高度産業科学技術研究所 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号  
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本  
電話 (0791) 58-0249
  - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年1月20日(金)から同月30日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年2月22日(水)午後1時30分  
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 応接室
  - (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年2月21日(火)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月20日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険

会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成24年1月30日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

辞 令

平成24年 1月 1日付

藤 川 泰 延

兵庫県監査委員に選任する